

平成16年3月18日
内閣府食品安全委員会

高病原性鳥インフルエンザに対する食品安全委員会の対応

- 1月12日 山口県で国内1例目の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
- 15日 食品安全委員会第27回会合において、厚生労働省及び農林水産省から報告
- 29日 食品安全委員会第30回会合において、農林水産省から報告
田代ウイルス専門調査会座長も出席し、科学的に議論
- 2月16日 ホームページ上に高病原性鳥インフルエンザに関するQ & Aを設置
- 17日 大分県で国内2例目の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
- 19日 食品安全委員会第33回会合において、農林水産省から報告
- 28日 京都府で国内3例目の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
- 3月 3日 フジテレビ「とくダネ！」に見上委員が出演し、鶏肉、卵の安全性について国民に解説
- 4日 食品安全委員会第35回会合において、「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鶏に由来する食品の安全性」に関する食品健康影響評価の要請（3月1日）について農林水産省から報告
- 5日 マスコミ各社の論説委員、解説委員との懇談会を実施
京都府で国内4例目の高病原性鳥インフルエンザの発生を確認
- 6日 フジテレビ「めざましどようび」に見上委員が出演し、鶏肉、卵の安全性について国民に解説
- 9日 「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」について都道府県を通じて国民へ周知

10日 動物用医薬品専門調査会第7回会合において、「鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性」について審議

11日 食品安全委員会第36回会合において、審議結果（案）について意見募集スタート（～24日）

・「鶏肉・鶏卵の安全性に関する考え方」を公表

13日 鳥インフルエンザ、BSEに関する講演会（於：TFTホール（江東区有明））

16日 鳥インフルエンザについて新聞広告（21日まで、随時、全国紙、ブロック紙）（4府省連携）

テレビ東京「ニュースアイ」に見上委員が電話出演し、鶏肉、卵の安全性について国民に解説

17日 「食の安全・安心フォーラム in ちば」の開催（於：京成ホテルミラマーレ（千葉市））

<今後の予定>

3月19日 食品に関するリスクコミュニケーション（鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会）の開催（於：内閣府食品安全委員会大会議室）

22日 鳥インフルエンザに関する食品安全委員会委員等の講演会（於：ホテルニュー京都（京都市））

日本テレビ「ご存じですか」に見上委員が出演し、鶏肉、卵の安全性について国民に解説

24日 「食の安全・安心シンポジウム」の開催（於：石川県地場産業振興センター（金沢市））

4月 3日 鳥インフルエンザについて新聞広告（全国紙）（4府省連携）

(別紙)

国民の皆様へ(鳥インフルエンザについて)

平成16年3月9日
食 品 安 全 委 員 会
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省
環 境 省

今年の1月以来、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生しております。

国民の皆様には、鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法などについて、正しい知識を身につけていただくようお願いいたします。

1. 鶏肉、卵の安全性について

3例目の発生農場から鶏肉及び鶏卵の一部が食品として流通しており、発生農場の事業者が自主的に回収していますが、こうした取組が鶏肉や鶏卵の安全性について不安や混乱を招いています。

鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はありません。

このため、食品衛生の観点からは、鳥インフルエンザ発生農場から出荷された鶏卵や鶏肉を回収する必要はないものと考えられます。

家畜衛生の観点から、生きた鶏等がウイルスに感染することを防止するために、鶏肉や卵の回収が必要ですが、その場合における回収を必要とする範囲(生きた鶏等に接触するリスクが相当ある場合)については、近く、専門家の意見を聴いて明確化する予定です。

- 鶏卵を「生」で食べることが健康を損なうおそれがあるとの報告はこれまでもありませんが、不安な方は、加熱(WHOの食中毒防止のための加熱条件：中心部70℃、瞬間)することをおすすめします。
- 鶏肉は十分加熱して食べて下さい。未加熱又は加熱不十分なままで食べることは、食中毒予防の観点からおすすめできません。

2. 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザは、この病気にかかった鶏と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、その鶏のフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれにかかることがあることが知られています。

また、今年に入ってから、人が鳥インフルエンザにかかったことが確認された例は、世界的にみてもベトナムとタイをあわせて32例(3月5日現在)ありますが、これまで人から人にうつったことが確認された例はありません。

日本では、この病気にかかった鶏等が徹底的に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはあまりないことから、鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

なお、厚生労働省では、医療機関が鳥インフルエンザにかかった疑いのある患者を診察した場合には直ちに報告をしていただくよう体制を整備しています。鳥インフルエンザに感染したり感染が疑われる鳥と接触した後で、発熱などインフルエンザを疑う症状が出た場合には、医師にその旨を告げて受診して下さい。

3. 飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等について

(1) 鳥を飼っている方の留意点について

国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。

清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が近くに来ないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、心配する必要はありません。

飼育中の鳥を野山に放したり、処分するようなことはせず、冷静に対応下さいますようお願いいたします。

(2) 飼っている鳥が死んでしまった場合について

鳥は生き物ですから、人と同じようにいつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。鳥インフルエンザにかかった鶏は、次々に死んでいくということが知られていますので、原因が分からないまま、鳥が次々に連続して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

原因が分からないまま、鳥が連続して死んでしまったという場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く、お近くの獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご相談下さい。

(3) 野鳥が死んでいるのを見つけた場合について

野鳥も飼われている鳥と同じように、様々な原因で死亡します。飼われている鳥と違って、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられずに死んでしまうこともあります。

また、野鳥は、鳥インフルエンザ以外にも様々な細菌や寄生虫を持っていたりします。野鳥が死んだ場合には、鳥インフルエンザだけでなく、こうした細菌や寄生虫が人の体に感染することを防止することが重要です。

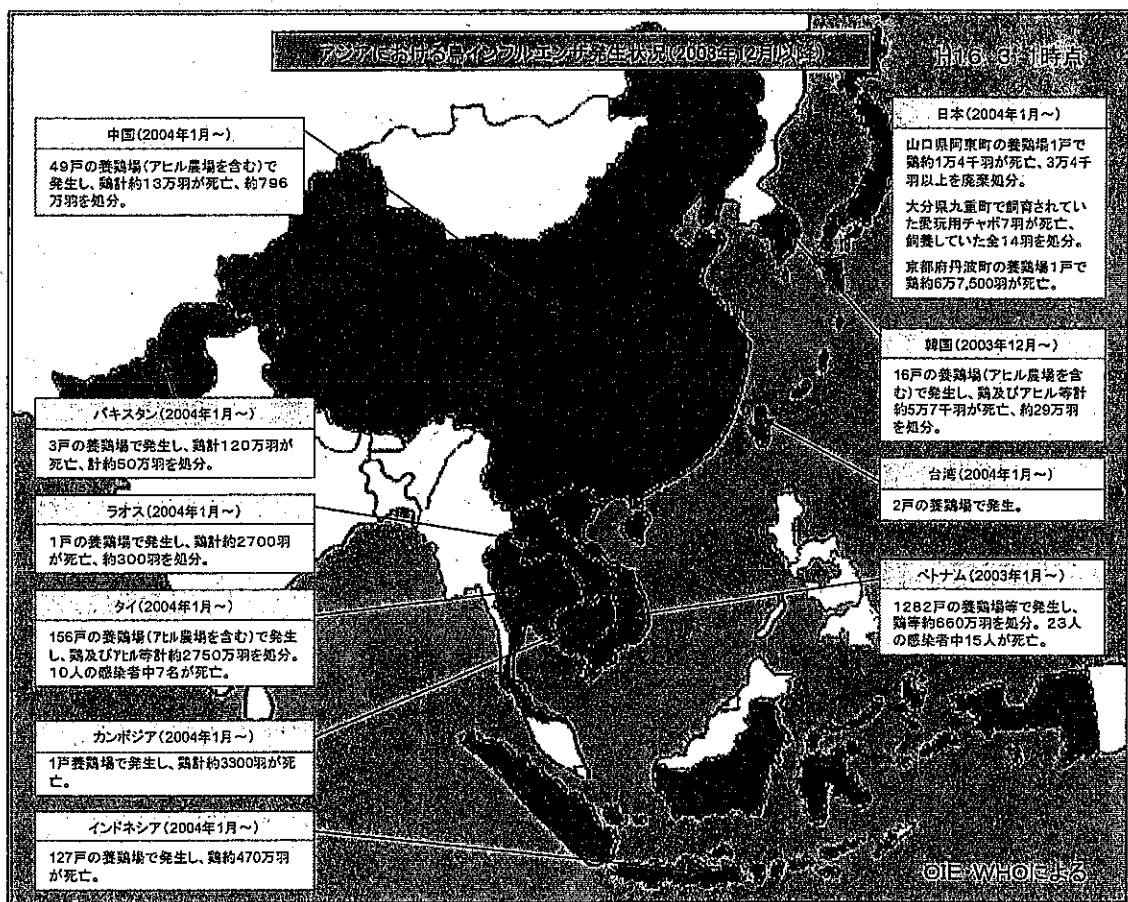
野鳥が死んでいるのを見つけた場合には、細菌や寄生虫に感染しないよう、死亡した鳥を素手で触らずにビニール袋に入れてきちんと封をして廃棄物として処分することも可能です。このような場合に直ちに相談していただく必要はないと考えられますが、不安な場合には、市町村、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所にご連絡下さい。

万一、野鳥が密集して死んでいる場合には、毒物などを食べて死亡したことも疑われます。この場合には、事件の可能性もありますので、警察、家畜衛生保健所又は保健所にご連絡下さい。

Q1 高病原性鳥インフルエンザとは何ですか。どのくらい発生しているのですか。

鳥インフルエンザウイルスとヒトのインフルエンザウイルスとは異なったウイルスです。この鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、全身症状など鳥に対して特に強い病原性を示す特定のウイルスによる疾病を「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます（「高病原性」という表現は、鳥に対する高病原性を示し、ヒトに対する高病原性を示したものではありません。なお、我が国では H5 亜型、H7 亜型のタイプのすべて及びその他の高病原性のものを高病原性鳥インフルエンザとしています）。1878年にイタリアで最初に確認され、鶏、アヒル、七面鳥、うずらなどが感染し、神経症状、呼吸器症状、消化器症状が表れます。

最近では、ドイツ、香港等で発生し、12月以降は、韓国、ベトナム、台湾、タイ、インドネシア、カンボジア、ラオス、パキスタン、中国、アメリカで発生しています。日本では、今年1月、1925年以来、79年ぶりに発生しました（下図参照）。



出典) OIE (国際獣疫事務局) 及び WHO (世界保健機構)

Q2 高病原性鳥インフルエンザは食品を介してヒトに感染するのですか。

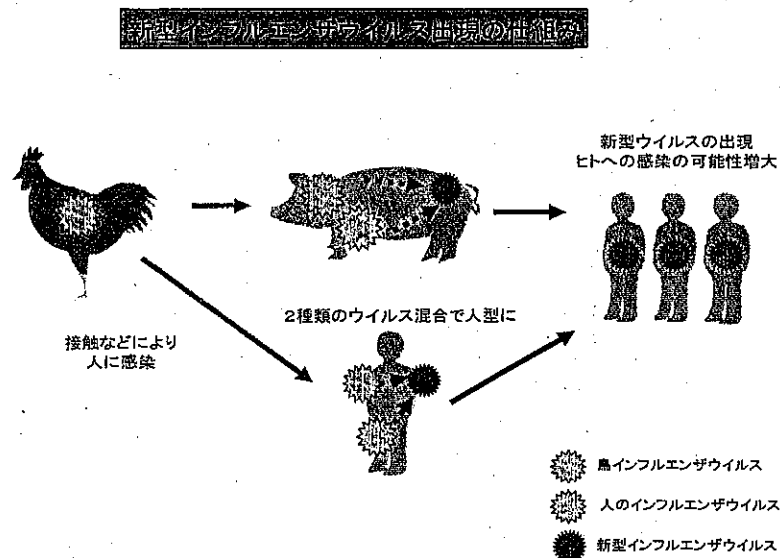
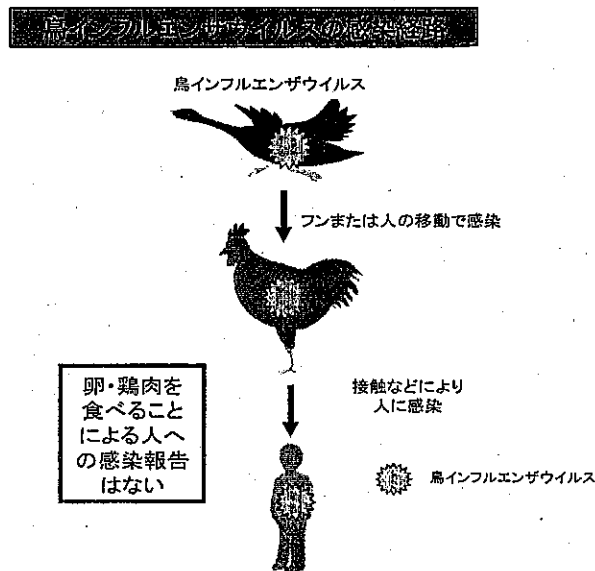
高病原性鳥インフルエンザが、食品を介してヒトに感染する可能性は、現時点ではほとんどないものと考えられています。実際、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることにより、ヒトに感染した例は、世界的にも報告されていません。

インフルエンザウイルスは熱に弱く、WHO（世界保健機構）によると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するよう加熱することを推奨しています。万一食品中にウイルスが存在したとしても、食品を十分に加熱調理して食べれば感染の心配はありません。

また、感染経路にかかわらず、ヒトが高病原性鳥インフルエンザに感染するリスクは、鳥に比べ極めて小さいと考えられています。それは、ヒトと鳥では種が異なるため、いわゆる「種の壁」（種の感受性の相違）があるためと考えられています。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、家畜伝染病予防法に基づき、鳥から鳥への感染を防ぐために、周辺農場における鶏等の移動制限等の防疫措置を講じます。

わずかですが、香港、タイ、ベトナムなどで、生きた鳥と密接に接触することによりヒトに感染した例が報告されています。



Q3 日本の高病原性鳥インフルエンザ対策について、教えてください。

国内で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に対して、関係都道府県及び農林水産省は国内の家きん等への感染拡大を防止するため、初動防疫措置として、発生農場への部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施しています。また、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における鶏や卵等の移動の制限、疫学調査を実施しています。

また、家畜防疫の観点から、関係都道府県における移動制限等に加えて、発生国からの輸入停止措置が行われております。